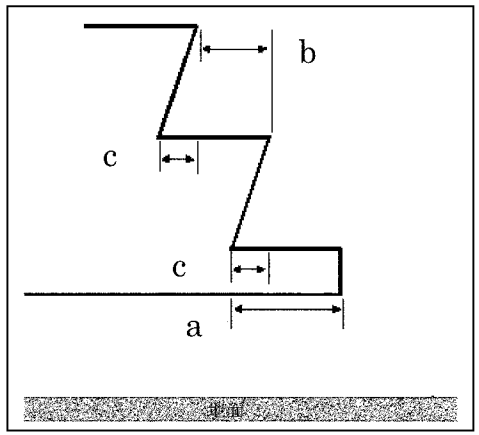
図（乗降口の踏段断面図）



二　とびらを開閉する装置が動力式である乗降口には、その付近に、故障時などに手動でとびらを開放できる装置を備え、かつ、その位置及びとびらの開放方法を表示すること。

第百九十一条第一項第三号を次のように改める。

三　空車状態において床面の高さが地上450㎜を超える自動車の乗降口には、次に掲げる踏段を備えること。

イ　乗車定員11人以上23人以下の旅客自動車運送事業用自動車であって車両総重量５トン以下のものにあっては、一段の高さが120㎜以上250㎜（最下段の踏段にあっては、空車状態において430㎜（車高調節装置を備えた自動車にあっては、その床面の高さを最も低くした状態であり、かつ、空車状態において380㎜））以下の踏段。

ロ　イに掲げる自動車以外のものにあっては、一段の高さが400㎜（最下段の踏段にあっては、450㎜）以下の踏段。

第一百三十三条第一項中「乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業用自動車」を「乗車定員11人以上23人以下の旅客自動車運送事業用自動車であって車両総重量５トンを超えるもの及び乗車定員24人以上の旅客自動車運送事業用自動車」に改め、同条第三項中「乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業用自動車で」を「乗車定員11人以上23人以下の旅客自動車運送事業用自動車であって車両総重量５トンを超えるもの及び乗車定員24人以上の旅客自動車運送事業用自動車であり、かつ、」に改め、同条第五項中「第４項第１号」を「前項第１号」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

４　乗車定員11人以上23人以下の旅客自動車運送事業用自動車であって車両総重量５トン以下のものは、第１項の規定によるほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。

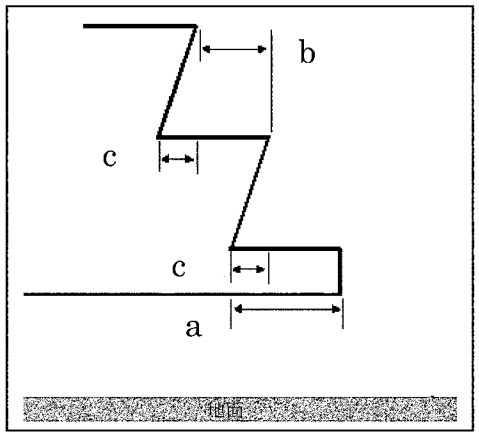
一　乗降口の踏段（幼児専用車に備えるものを除く。）の有効幅、有効奥行及び有効踏込みは、次の表に掲げる踏段の種類に応じ、それぞれ同表の有効幅、有効奥行及び有効踏込みの欄に掲げる範囲であること。ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口の踏段にあっては、この限りでない。

踏段の種類	有効幅	有効奥行（注１）	有効踏込み
最下段の踏段（注２）	400㎜以上	230㎜以上(a)	100㎜以下(c)
その他の踏段（注２）	400㎜以上	200㎜以上(b)	100㎜以下(c)

注１　最下段の踏段にあっては、踏段のうち乗降に有効に利用できる部分の奥行であって当該踏段の前縁から後縁までの水平距離（次の図のａ）をいう。

注２　有効奥行及び有効踏込みの欄におけるａ、ｂ及びｃは、次の図に示すところによるものとする。

図（乗降口の踏段断面図）



二　とびらを開閉する装置が動力式である乗降口には、その付近に、故障時などに手動でとびらを開放できる装置を備え、かつ、その位置及びとびらの開放方法を表示すること。

別添百六１・及び２・１・中「乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業用自動車であって」を「乗車定員11人以上23人以下の旅客自動車運送事業用自動車であって車両総重量５トンを超えるもの及び乗車定員24人以上の旅客自動車運送事業用自動車であり、かつ、」に改め、同別添２・４・中「「前扉」とは」の下に「、乗降口の前縁が運転者席の座席（前後に調整できるものにあっては、中間位置に調整したもの）の前縁から奥行き方向に200㎜の位置を通る鉛直面より前方にあり」を加え、同別添２・５・中「（前扉に該当するものを除く。）」を削り、同別添３・２・２・中「乗降口（乗降口の開口部の前縁が運転者席の座席（前後に調節できるものにあっては、中間位置に調整すること。）の前縁から奥行き方向に200㎜の位置を含み車両中心面に直交する鉛直面より前方にあるものを除く。以下この3.2.2.において同じ。）の扉」を「乗降口の扉（前扉を除く。以下3.2.2.において同じ。）」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第三百四十二号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十五条第一項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年三月十八日　　国土交通大臣　太田　昭宏

道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「及び第二項第二号」を「、第二項第二号及び第四項第一号」に改め、同条第五号中「に係る部分に限る。）、第四号及び第七号」の下に「、第百十七条第一項」を加える。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。